

[事案 2021-224] 介護保険金支払請求

・令和4年4月27日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の介護状態に該当しないことを理由に、介護保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

転倒事故により約2ヶ月半入院し、観血的整復術および靭帯縫合、修復形成術の手術を受け介護状態となったため、平成27年12月に契約した介護保険等（契約①）および平成29年1月に契約した介護保険（契約②）にもとづき介護保険金を請求したところ、約款所定の介護状態に該当しないとして、保険金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、介護保険金を支払ってほしい。

- (1) 診断書2通および主治医の回答書によれば、約款に定める日常生活に必要な動作5項目（歩行・衣服の着脱・入浴・排泄・食物の摂取）のうち、歩行・衣服の着脱・入浴・排泄については「一部介助」、食物の摂取については「自立」と回答されている。
- (2) 左膝十字靭帯損傷、左膝関節外側側副靭帯損傷、左脛骨高原骨折、左膝関節異所性骨化、左腓骨神経麻痺のため、退院後1ヶ月半の経過時点で、左足は全く使えず松葉杖でかろうじて移動していた。また、衣服の着脱・入浴・排泄も自分だけでは全くできなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の介護状態について、日常生活に必要な動作5項目のうち「全部介助」または「一部介助」の状態に該当するものが、少なくとも1項目以上ある場合、約款所定の介護状態に該当するが、いずれも「自立」または「ほぼ自立」であったと考えられる。
- (2) 歩行について、股関節や足関節に可動域制限はなく、松葉杖を使って歩いている以上、ほぼ自立と判断できる。衣服の着脱も、ゆとりある服装ならば膝だけの傷害ならば自力で着脱が可能であり、入浴・排泄も、股関節に問題がない以上坐位をとるのは可能であり、工夫によっては自立で行うことが可能である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転倒事故後の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の状態が約款所定の介護状態に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。